

令和7年9月市議会 総務委員会資料

- 第112号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
- 第114号議案 長崎市市民センター条例の一部を改正する条例
- 第115号議案 長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第119号議案 長崎市離島振興センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 ふれあいセンター	4 ～ 14
（1）改正の概要	4
（2）改正の内容	5
（3）利用料金の基準額の再算定	6 ～ 7
（4）新旧対照表	8 ～ 9
【参考1】条例施行規則で制定するもの	10 ～ 14

令和7年9月市議会 総務委員会資料

目次	ページ
2 市民センター・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ～ 35
（1）改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	15
（2）改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ～ 18
（3）利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	19 ～ 23
（4）新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 28
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	29 ～ 35
3 銭座地区コミュニティセンター・・・・・・・・	36 ～ 46
（1）改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	36
（2）改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	37
（3）利用料金の基準額の再算定・・・・・・・・	38 ～ 39
（4）新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	40 ～ 41
【参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	42 ～ 46

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

令和7年9月市議会 総務委員会資料

目次	ページ
4 離島振興センター	47 ～ 60
(1) 改正の概要	47
(2) 改正の内容	48 ～ 49
(3) 使用料の再算定	50 ～ 52
(4) 新旧対照表	53 ～ 56
【参考1】 条例施行規則で制定するもの	57 ～ 60

共通資料

【参考2】 他都市との比較	61 ～ 71
【参考3】 使用料・手数料の算定方針	72 ～ 77
【参考4】 使用料の改定	78 ～ 79
【参考5】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者 制度導入施設への対応について	80 ～ 82

中央・東・南・北総合事務所

令和7年9月

1 ふれあいセンター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（中央・東・南・北総合事務所所管分）

条 例	対象施設
長崎市ふれあいセンター条例	ふれあいセンター（31施設）

1 ふれあいセンター

(2) 改正の内容

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第8条関係））

種 別		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
研修室	150平方メートル以上	429円	314円	743円	1,040円
	100平方メートル以上150平方メートル未満	314円	209円	523円	730円
	50平方メートル以上100平方メートル未満	209円	104円	313円	460円
	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
軽スポーツ室		429円	314円	743円	1,040円
調理室	50平方メートル以上	209円	178円	387円	580円
	50平方メートル未満	104円	146円	250円	500円
ホール	250平方メートル以上	963円	1,393円	2,356円	3,060円
	250平方メートル未満	481円	691円	1,172円	1,640円

イ 施行期日

令和8年4月1日

1 ふれあいセンター

(3) 利用料金の基準額の再算定

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	単価/m ² ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ活動施設	長崎市小島地区ふれあいセンター	18,728,356円	398.85m ²	2,456時間	6.44%	296.79円	25%

ふれあいセンターについては、各施設において1m²あたりの単価⑤を算出しているが、いずれも同種の施設であり、利用料金を統一する必要があるため、その単価の平均額をふれあいセンターの1m²あたりの統一単価とし算定を行う。

ふれあいセンターの1m²あたりの統一単価：648.72円⑦

種 別 (m ²) ⑧	現行料金 ⑨	現行料金内訳		コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑨)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室	150m ² 以上	743円	429円	314円	129,744円	32,436円	1,040円	297円
	100m ² 以上 150m ² 未満	523円	314円	209円	97,308円	24,327円	730円	207円
	50m ² 以上 100m ² 未満	313円	209円	104円	64,872円	16,218円	460円	147円
	50m ² 未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	154円

1 ふれあいセンター

種 別 (㎡) ⑧		現行料金 ⑨	現行料金内訳		コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑨)
			貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
軽スポーツ室		743円	429円	314円	129,744円	32,436円	1,040円	1,040円	297円
調理室	50㎡以上	387円	209円	178円	64,872円	16,218円	580円	580円	193円
	50㎡未満	250円	104円	146円	32,436円	8,109円	500円	500円	250円
ホール	250㎡以上	2,356円	963円	1,393円	324,360円	81,090円	3,060円	3,060円	704円
	250㎡未満	1,172円	481円	691円	162,180円	40,545円	1,640円	1,640円	468円

1 ふれあいセンター

(4) 新旧対照表

改正前			改正後		
○長崎市ふれあいセンター条例 昭和62年10月15日 条例第22号 第1条から第16条（略）			○長崎市ふれあいセンター条例 昭和62年10月15日 条例第22号 第1条から第16条（略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の長崎市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
種別		金額（1時間につき）	種別		金額（1時間につき）
研修室	150平方メートル以上	円 429	研修室	150平方メートル以上	円 1,040
	100平方メートル以上 150平方メートル未満	314		100平方メートル以上 150平方メートル未満	730
	50平方メートル以上 100平方メートル未満	209		50平方メートル以上 100平方メートル未満	460
	50平方メートル未満	104		50平方メートル未満	310

1 ふれあいセンター

改正前			改正後		
軽スポーツ室		429	軽スポーツ室		<u>1,040</u>
調理室	50平方メートル以上	209	調理室	50平方メートル以上	<u>580</u>
	50平方メートル未満	104		50平方メートル未満	<u>500</u>
ホール	250平方メートル以上	963	ホール	250平方メートル以上	<u>3,060</u>
	250平方メートル未満	481		250平方メートル未満	<u>1,640</u>
備考（略）			備考（略）		

1 ふれあいセンター

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備の利用料金の基準額と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 附属設備の利用料金の基準額

ア 冷暖房設備（1時間あたり）

区 分		現 行	改正案	考え方
研修室	150平方メートル以上	314円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の利用料金の算定コストに包含することから、冷暖房設備の利用料金は廃止する。
	100平方メートル以上150平方メートル未満	209円		
	50平方メートル以上100平方メートル未満	104円		
	50平方メートル未満	52円		
軽スポーツ室		314円		
調理室	50平方メートル以上	178円		
	50平方メートル未満	146円		
ホール	250平方メートル以上	1,393円		
	250平方メートル未満	691円		

1 ふれあいセンター

イ 複写機（1枚（片面））

区 分	現 行	改正案
日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙のもの 白黒	10円	現行のとおり
日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙のもの カラー	50円	

ウ ガス設備（1時間あたり（1口））

区 分	現 行	改正案	考え方
ガスコンロ（1口につき）	36円～156円	現行のとおり	ガスを使用する場合は、現行のとおりその実費に相当する額とする。
ガスレンジ（1口につき）	59円～139円		
ガス炊飯器（1口につき）	91円～115円		

1 ふれあいセンター

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事に利用するとき。	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。

1 ふれあいセンター

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
規定なし	—	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市に所在する社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	100%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
地域住民のために活動している団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	100%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。
ふれあいセンターに登録する自主学習グループ、公民館に登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	ふれあいセンターに登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	・自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。 ・文化の振興を図る公益性が高い活動であるため。

1 ふれあいセンター

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする	市の施策を推進するため。 ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

2 市民センター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（東・南・北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市市民センター条例	長崎市三重地区市民センター
	長崎市琴海さざなみ会館
	長崎市琴海南部しらさぎ会館
	長崎市南部市民センター
	長崎市古賀地区市民センター

2 市民センター

(2) 改正の内容

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1（第7条関係））

（ア）長崎市三重地区市民センター

区 分		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (①+②)	
多目的ホール		2,011円	2,346円	4,357円	5,660円
研修室	1	293円	356円	649円	900円
	2	188円	220円	408円	610円
	和室	251円	293円	544円	760円
調理室		314円	293円	607円	840円

（イ）長崎市琴海さざなみ会館

区 分		現 行				改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	照明設備利用料 (規則に規定) ③	合計 (①+②+③)	
研修室	1	104円	272円	104円	480円	720円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
集会室	1	104円	272円	104円	480円	720円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
調理室		257円	174円	—	431円	640円

2 市民センター

(ウ) 長崎市琴海南部しらさぎ会館

区 分		現 行				改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	照明設備利用料 (規則に規定) ③	合計 (① + ② + ③)	
研修室	1	104円	272円	104円	480円	520円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
	3	104円	272円	104円	480円	520円
	4	104円	272円	104円	480円	650円
多目的室	1	220円	272円	104円	596円	830円
	2	104円	272円	104円	480円	720円
工芸室		104円	272円	104円	480円	720円

(エ) 長崎市南部市民センター

区 分		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
多目的ホール		2,042円	1,822円	3,864円	5,020円
研修室	1	157円	104円	261円	390円
	2	178円	104円	282円	420円
	3	188円	104円	292円	430円

2 市民センター

(オ) 長崎市古賀地区市民センター

区 分		現 行			改正案
		貸室利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (① + ②)	
研修室	1	335円	146円	481円	720円
	2	115円	62円	177円	270円
	3	230円	62円	292円	430円
	4	230円	62円	292円	430円
	5	115円	52円	167円	270円
	6	115円	52円	167円	270円
	7	230円	62円	292円	430円
多目的室		314円	136円	450円	670円
体育館		639円	—	639円	890円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 市民センター

(3) 利用料金の基準額の再算定

市民センターについては、ふれあいセンターと異なり、ホールや体育館を有するなどの特徴があり、設置経緯も異なることから現行料金も施設ごとに設定しているため、統一単価での算定ではなく、施設ごとに料金を算定する。

ア 算定結果

(ア) 長崎市三重地区市民センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 三重地区 市民センター	46,388,585円	1,874㎡	3,761時間	13.16%	50.01円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
多目的ホール (604㎡)	4,357円	2,011円	2,346円	30,211円	7,553円	5,660円	5,660円	1,303円
研修室1 (83㎡)	649円	293円	356円	4,151円	1,038円	900円	900円	251円
研修室2 (53㎡)	408円	188円	220円	2,651円	663円	610円	610円	202円
和室 (71㎡)	544円	251円	293円	3,551円	888円	760円	760円	216円
調理室 (90㎡)	607円	314円	293円	4,502円	1,125円	840円	840円	233円

2 市民センター

(イ) 長崎市琴海さざなみ会館

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市琴海 さざなみ会館	9,460,906円	368㎡	2,456時間	4.05%	258.46円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳			コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料	照明設備 利用料					
研修室1 (48㎡)	480円	104円	272円	104円	12,420円	3,105円	720円	720円	240円
研修室2 (48㎡)	480円	104円	272円	104円	12,420円	3,105円	720円	720円	240円
集会室1 (112㎡)	480円	104円	272円	104円	28,984円	7,246円	720円	720円	240円
集会室2 (112㎡)	480円	104円	272円	104円	28,984円	7,246円	720円	720円	240円
調理室 (48㎡)	431円	257円	174円	—	12,420円	3,105円	640円	640円	209円

2 市民センター

(ウ) 長崎市琴海南部しらさぎ会館

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 琴海南部 しらさぎ会館	15,117,656円	715㎡	2,456時間	15.08%	57.09円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳			コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料	照明設備 利用料					
研修室1 (36㎡)	480円	104円	272円	104円	2,055円	514円	720円	520円	40円
研修室2 (100㎡)	480円	104円	272円	104円	5,709円	1,427円	720円	720円	240円
研修室3 (36㎡)	480円	104円	272円	104円	2,055円	514円	720円	520円	40円
研修室4 (45㎡)	480円	104円	272円	104円	2,569円	642円	720円	650円	170円
多目的室1 (205㎡)	596円	220円	272円	104円	11,703円	2,926円	830円	830円	234円
多目的室2 (158㎡)	480円	104円	272円	104円	9,020円	2,255円	720円	720円	240円
工芸室 (135㎡)	480円	104円	272円	104円	7,707円	1,927円	720円	720円	240円

2 市民センター

(工) 長崎市南部市民センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 南部市民 センター	35,855,124円	1,630㎡	4,308時間	9.9%	51.57円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
多目的ホール (556.5㎡)	3,864円	2,042円	1,822円	28,697円	7,174円	5,020円	5,020円	1,156円
研修室 1 (46.35㎡)	261円	157円	104円	2,390円	598円	390円	390円	129円
研修室 2 (65.35㎡)	282円	178円	104円	3,370円	842円	420円	420円	138円
研修室 3 (61.86㎡)	292円	188円	104円	3,190円	797円	430円	430円	138円

2 市民センター

(オ) 長崎市古賀地区市民センター

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市 古賀地区 市民センター	18,046,120円	959㎡	4,308時間	13.48%	32.4円	25%

区 分 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室1 (92.54㎡)	481円	335円	146円	2,998円	749円	720円	720円	239円
研修室2 (33㎡)	177円	115円	62円	1,069円	267円	350円	270円	93円
研修室3 (66㎡)	292円	230円	62円	2,138円	535円	430円	430円	138円
研修室4 (66㎡)	292円	230円	62円	2,138円	535円	430円	430円	138円
研修室5 (33㎡)	167円	115円	52円	1,069円	267円	330円	270円	103円
研修室6 (33㎡)	167円	115円	52円	1,069円	267円	330円	270円	103円
研修室7 (66㎡)	292円	230円	62円	2,138円	535円	430円	430円	138円
多目的室 (89.75㎡)	450円	314円	136円	2,908円	727円	670円	670円	220円
体育館 (全面) (480㎡)	639円	639円	—	15,551円	3,888円	890円	890円	251円

2 市民センター

(4) 新旧対照表

改正前			改正後		
○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号 第1条から第21条（略）			○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号 第1条から第21条（略）		
			附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の長崎市市民センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による		
別表第1（第7条関係） 1 長崎市三重地区市民センターの利用に係る基準額			別表第1（第7条関係） 1 長崎市三重地区市民センターの利用に係る基準額		
区分		金額（1時間につき）	区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2,011	多目的ホール		円 5,660
研修室	1	293	研修室	1	900
	2	188		2	610
	和室	251		和室	760

2 市民センター

改正前			改正後		
調理室		314	調理室		<u>840</u>
2 長崎市琴海さざなみ会館の利用に係る基準額			2 長崎市琴海さざなみ会館の利用に係る基準額		
区分		金額（1時間につき）	区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 104	研修室	1	円 <u>720</u>
	2	104		2	<u>720</u>
集会室	1	104	集会室	1	<u>720</u>
	2	104		2	<u>720</u>
調理室		257	調理室		<u>640</u>
3 長崎市琴海南部しらさぎ会館の利用に係る基準額			3 長崎市琴海南部しらさぎ会館の利用に係る基準額		
区分		金額（1時間につき）	区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 104	研修室	1	円 <u>520</u>

2 市民センター

改正前			改正後		
研修室	2	104	研修室	2	<u>720</u>
	3	104		3	<u>520</u>
	4	104		4	<u>650</u>
多目的室	1	220	多目的室	1	<u>830</u>
	2	104		2	<u>720</u>
工芸室		104	工芸室		<u>720</u>
4 長崎市南部市民センターの利用に係る基準額			4 長崎市南部市民センターの利用に係る基準額		
区分		金額（1時間につき）	区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2,042	多目的ホール		円 <u>5,020</u>
研修室	1	157	研修室	1	<u>390</u>
	2	178		2	<u>420</u>
	3	188		3	<u>430</u>

2 市民センター

改正前			改正後		
5 長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額			5 長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額		
区分		金額（1時間につき）	区分		金額（1時間につき）
研修室	1	円 335	研修室	1	円 <u>720</u>
	2	115		2	<u>270</u>
	3	230		3	<u>430</u>
	4	230		4	<u>430</u>
	5	115		5	<u>270</u>
	6	115		6	<u>270</u>
	7	230		7	<u>430</u>
多目的室		314	多目的室		<u>670</u>
体育館		639	体育館		<u>890</u>

2 市民センター

改正前	改正後
備考 1 から 3 (略) 4 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考 2 の適用があるときは、当該適用後の金額）の 4 割に相当する額とする。この場合において、当該 4 割に相当する額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする 別表第 2（第15条関係） (略)	備考 1 から 3 (略) 4 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考 2 の適用があるときは、当該適用後の金額）の <u>5 割</u>に相当する額とする。 別表第 2（第15条関係） (略)

2 市民センター

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備の利用料金の基準額と部分利用の利用料金の基準額、減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 附属設備の利用料金の基準額

ア 冷暖房設備（1時間あたり）

区 分		現 行	改正案	考え方
長崎市三重地区 市民センター	多目的ホール	2,346円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の利用料金の算定コストに包含することから、冷暖房設備の利用料金は廃止する。
	研修室1	356円		
	研修室2	220円		
	和室	293円		
	調理室	293円		
長崎市琴海 さざなみ会館	研修室1,2	272円		
	集会室1,2	272円		
	調理室	174円		
長崎市琴海南部 しらさぎ会館	研修室1～4	272円		
	多目的室1,2	272円		
	工芸室	272円		

2 市民センター

区 分		現 行	改正案	考え方
長崎市南部 市民センター	多目的ホール	1,822円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の利用料金の算定コストに包含することから、冷暖房設備の利用料金は廃止する。
	研修室1～3	104円		
長崎市古賀地区市民 センター	研修室1	146円		
	研修室2～4,7	62円		
	研修室5,6	52円		
	多目的室	136円		

イ 照明設備（1時間あたり）

区 分		現 行	改正案	考え方
長崎市琴海 さざなみ会館	研修室1,2	104円	廃止	照明設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、照明設備に係るコストは施設の利用料金の算定コストに包含することから、照明設備の利用料金は廃止する。
	集会室1,2	104円		
長崎市琴海南部 しらさぎ会館	研修室1～4	104円		
	多目的室1,2	104円		
	工芸室	104円		

2 市民センター

ウ ガス設備（1時間あたり（1口））

区 分		現 行	改正案	考え方
長崎市三重地区市民センター	コンロ（1口につき）	41円	50円	ガスを使用する場合は、その実費に相当する額とする。
	ガスレンジ（1口につき）	26円	90円	
長崎市琴海さざなみ会館	コンロ（1口につき）	65円	60円	

エ シャワー設備（1回あたり）

区 分	現 行	改正案	考え方
長崎市古賀地区市民センター	155円	200円	他施設のシャワー設備の料金と均衡を図るものとする。

オ 陶芸用電気釜（1時間あたり）

区 分	現 行	改正案	考え方
長崎市琴海南部しらさぎ会館	実費を勘案して市長が定める額	680円	陶芸用電気釜を使用する場合は、その設備に係るコスト及び使用する光熱水費から算定した額とする。

2 市民センター

(2) 部分利用の利用料金の基準額

ア 長崎市三重地区市民センターの多目的ホールの部分的な利用に係る基準

区 分		現 行	改正案	考え方
ステージ及び控室以外の部分	全面	1,634円	5,170円	—
	半面	817円	2,590円	全面料金の1/2
	1/4面	408円	1,300円	全面料金の1/4
ステージ及び控室		377円	490円	多目的ホール料金－全面料金

イ 長崎市南部市民センターの多目的ホールの部分的な利用に係る基準額

区 分		現 行	改正案	考え方
ステージ及び控室以外の部分	全面	1,634円	4,490円	—
	半面	817円	2,250円	全面料金の1/2
	1/4面	408円	1,130円	全面料金の1/4
ステージ及び控室		408円	530円	多目的ホール料金－全面料金

ウ 長崎市古賀地区市民センターの体育館の部分的な利用に係る基準額

区 分		現 行	改正案	考え方
体育館	半面	314円	450円	全面料金の1/2
	1/4面	157円	230円	全面料金の1/4

2 市民センター

(3) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事に利用するとき。	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。

2 市民センター

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
規定なし	—	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市に所在する社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	100%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
市長が別に定める団体がその行事に利用するとき。	100%	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	100%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。
市民センターに登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	市民センターに登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	・自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。 ・文化の振興を図る公益性が高い活動であるため。

2 市民センター

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする	市の施策を推進するため。 ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

3 銭座地区コミュニティセンター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（中央総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市銭座地区コミュニティセンター条例	長崎市銭座地区コミュニティセンター

3 銭座地区コミュニティセンター

(2) 改正の内容

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第6条関係））

区 分			現 行			改正案
			貸室の利用料のみ (条例に規定) ①	冷暖房設備利用料 (規則に規定) ②	合計 (①＋②)	
研修室	1A	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
	1B	50平方メートル以上 100平方メートル未満	209円	104円	313円	460円
	1A及び1B	100平方メートル以上 150平方メートル未満	—	—	523円	730円
	2	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
	3	50平方メートル未満	104円	52円	156円	310円
	4	50平方メートル以上 100平方メートル未満	209円	104円	313円	460円
調理室		50平方メートル未満	104円	52円	156円	※500円

※銭座地区コミュニティセンターは、ふれあいセンターと同種のコミュニティ活動施設であるため、統一した利用料金とする必要があることから、ふれあいセンターの調理室の利用料金と同額とする。

イ 施行期日

令和8年4月1日

3 銭座地区コミュニティセンター

(3) 利用料金の基準額の再算定

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	単価/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市銭座地区 コミュニティセンター	15,400,022円	287.08㎡	2,464時間	11.00%	197.83円	25%

銭座地区コミュニティセンターについては、ふれあいセンターと同種のコミュニティ活動施設であり、利用料金を統一する必要があることから、上記表で算出した本施設の単価⑤ではなく、ふれあいセンターにおいて算出した統一単価を採用し算定を行う。

銭座地区コミュニティセンターの1㎡あたりの単価：648.72円⑦

区 分 (㎡) ⑧			現行料金 ⑨	現行料金内訳		コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑨)
				貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室	1A	50㎡未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	310円	154円
	1B	50㎡以上 100㎡未満	313円	209円	104円	64,872円	16,218円	460円	460円	147円
	1A及び1B	100㎡以上 150㎡未満	523円	—	—	97,308円	24,327円	730円	730円	207円

3 銭座地区コミュニティセンター

区 分 (㎡) ⑧			現行料金 ⑨	現行料金内訳		コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑨)
				貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室	2	50㎡未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	310円	154円
	3	50㎡未満	156円	104円	52円	32,436円	8,109円	310円	310円	154円
	4	50㎡以上 100㎡未満	313円	209円	104円	64,872円	16,218円	460円	460円	147円
調理室	50㎡未満		156円	104円	52円	32,436円	8,109円	※ 310円	500円	344円

※調理室の激変緩和措置が適用された金額は現行料金の2倍である310円となっているが、銭座地区コミュニティセンターについてはふれあいセンターと同種のコミュニティ活動施設であり、利用料金を統一する必要があることから、ふれあいセンターの調理室の利用料金と同額とする。

3 銭座地区コミュニティセンター

(4) 新旧対照表

改正前			改正後		
○長崎市銭座地区コミュニティセンター条例 平成17年3月31日 条例第3号			○長崎市銭座地区コミュニティセンター条例 平成17年3月31日 条例第3号		
第1条から第15条（略）			第1条から第15条（略）		
			附 則		
			<u>（施行期日）</u>		
			1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。		
			<u>（経過措置）</u>		
			2 改正後の長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
種別		金額（1時間につき）	種別		金額（1時間につき）
研修室	1A	円 104	研修室	1A	円 310
	1B	209		1B	460
	—	—		1A及び1B	730
	2	104		2	310

3 銭座地区コミュニティセンター

改正前			改正後		
	3	104		3	<u>310</u>
	4	209		4	<u>460</u>
調理室		104	調理室		<u>500</u>
備考（略）			備考（略）		

3 銭座地区コミュニティセンター

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備の利用料金の基準額と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 附属設備の利用料金の基準額

ア 冷暖房設備（1時間あたり）

区 分			現 行	改正案	改正案
研修室	1A	50平方メートル未満	52円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の利用料金の算定コストに包含することから、冷暖房設備の利用料金は廃止する。
	1B	50平方メートル以上100平方メートル未満	104円		
	2	50平方メートル未満	52円		
	3	50平方メートル未満	52円		
	4	50平方メートル以上100平方メートル未満	104円		
調理室		50平方メートル未満	52円		

イ 複写機（1枚（片面））

区 分	現 行	改正案
日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙のもの 白黒	10円	現行のとおり

3 銭座地区コミュニティセンター

ウ ガス設備（1時間あたり（1口））

区 分	現 行	改正案	考え方
コンロ（1口につき）	43円	現行のとおり	ガスを使用する場合は、現行のとおりその実費に相当する額とする。
ガスレンジ（1口につき）	98円		

3 銭座地区コミュニティセンター

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事に利用するとき。	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。

3 銭座地区コミュニティセンター

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
規定なし	—	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市に所在する社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	100%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
地域住民のために活動している団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	100%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。
センターに登録する自主学習グループ、公民館に登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	センターに登録する自主学習グループ又は本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	・自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。 ・文化の振興を図る公益性が高い活動であるため。

3 銭座地区コミュニティセンター

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする	市の施策を推進するため。 ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

4 離島振興センター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（南・北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市離島振興センター条例	長崎市伊王島開発総合センター
	長崎市高島ふれあいセンター
	長崎市池島開発総合センター

4 離島振興センター

(2) 改正の内容

ア 使用料の改定（別表（第4条関係））

（ア）長崎市伊王島開発総合センター

区 分	現 行			改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 ②	合計 (① + ②)	
会議室1	901円	268円	1,169円	2,250円
会議室2	181円	52円	233円	960円
研修室1	181円	52円	233円	960円
研修室2	181円	52円	233円	560円
和室	181円	52円	233円	960円
調理実習室	360円	105円	465円	960円

※現行の貸室使用料及び冷暖房設備使用料は、条例及び規則に基づき、午前9時から午後5時までの3時間以内の区分の金額から1時間あたりの金額を表示。

（イ）長崎市高島ふれあいセンター

区 分	現 行				改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 ②	照明器具使用料 ③	合計 (① + ② + ③)	
多目的ホール	2,200円	3,300円	1,000円	5,500円	7,150円
講座室	104円	272円	—	376円	560円
視聴覚室	104円	272円	—	376円	560円

※現行の貸室使用料は、条例に基づき、午前9時から午後5時までの区分の金額から1時間あたりの金額を表示。

4 離島振興センター

(ウ) 池島開発総合センター

区 分	現 行			改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 ②	合計 (①＋②)	
会議室1	1,184円	429円	1,613円	2,250円
会議室2	429円	261円	690円	960円
会議室3	178円	104円	282円	560円
研修室	286円	157円	443円	960円
和室	178円	104円	282円	560円
調理実習室	178円	104円	282円	420円

※現行の貸室使用料は、条例に基づき、3時間以内の区分の金額から1時間あたりの金額を表示。

イ 施行期日

令和8年4月1日

4 離島振興センター

(3) 使用料の再算定

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率 ④	単価/m ² ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
コミュニティ 活動施設	長崎市伊王島開発 総合センター	12,677,852円	507m ²	3,660時間	6.55%	104.30円	25%
	長崎市高島ふれあ いセンター	10,771,203円	551m ²	2,892時間	0.35%	1,920.21円	25%
	長崎市池島開発総 合センター	9,912,674円	412m ²	2,872時間	4.57%	183.17円	25%

離島振興センターについては、各施設において1m²あたりの単価⑤を算出しているが、いずれも同種の施設であり、使用料を統一する必要があるため、離島振興センターの1m²あたりの統一単価とし算定を行う。

離島振興センターの1m²あたりの統一単価： **867.40円⑦**

4 離島振興センター

(ア) 長崎市伊王島開発総合センター

区 分 (㎡) ⑧		現行料金 ⑨	コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由		最終結果 ⑭ (⑬と同じ)	増 減 ⑮ (⑭-⑨)
						金額 ⑬	理由		
会議室1	254	1,169円	220,320円	55,080円	1,630円	2,250円	同種施設 単価統一	2,250円	1,081円
会議室2	54	233円	46,840円	11,710円	460円	960円		960円	727円
研修室	56	233円	48,574円	12,144円	460円	960円		960円	727円
	31	233円	26,889円	6,722円	460円	560円		560円	327円
和室	56	233円	48,574円	12,144円	460円	960円		960円	727円
調理実習室	56	464円	48,574円	12,144円	690円	960円		960円	496円

(イ) 長崎市高島ふれあいセンター

区 分 (㎡) ⑧		現行料金 ⑨	コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由		最終結果 ⑭ (⑬と同じ)	増 減 ⑮ (⑭-⑨)
						金額 ⑬	理由		
多目的 ホール	464	5,500円	402,474円	100,619円	7,150円	7,150円	同種施設 単価統一	7,150円	1,650円
講座室	48	376円	41,635円	10,409円	560円	560円		560円	184円
視聴覚室	39	376円	33,829円	8,457円	560円	560円		560円	184円

4 離島振興センター

(ウ) 長崎市池島開発総合センター

区 分 (㎡) ⑧		現行料金 ⑨	コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由		最終結果 ⑭ (⑬と同じ)	増 減 ⑮ (⑭-⑨)
						金額 ⑬	理由		
会議室1	203	1,613円	176,082円	44,021円	2,250円	2,250円	同種施設 単価統一	2,250円	637円
会議室2	67	690円	58,116円	14,529円	960円	960円		960円	270円
会議室3	32	282円	27,757円	6,939円	420円	560円		560円	278円
研修室	53	443円	45,972円	11,493円	660円	960円		960円	517円
和室	27	282円	23,420円	5,855円	420円	560円		560円	278円
調理実習室	30	282円	26,022円	6,506円	420円	420円		420円	138円

4 離島振興センター

(4) 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎市離島振興センター条例 平成16年9月30日 条例第49号 第1条から第13条（略） （損害賠償） 第14条 センターの建物、<u>附属設備等</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。 第15条から第16条（略）	○長崎市離島振興センター条例 平成16年9月30日 条例第49号 第1条から第13条（略） （損害賠償） 第14条 センターの建物、<u>設備等</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。 第15条から第16条（略） <u>附則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の長崎市離島振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

4 離島振興センター

改正前						改正後		
別表（第4条関係） （平25条例48・平31条例7・一部改正） 1 長崎市伊王島開発総合センターの使用料						別表（第4条関係） （平25条例48・平31条例7・一部改正） 1 長崎市伊王島開発総合センターの使用料		
区分		金額				区 分		金額（1時間につき）
		午前9時から午後5時 ま で		午後5時から午後10時 ま で				
		3時間以内		超過時間 （1時間に つき）		3時間以内		超過時間 （1時間に つき）
会議室	1	円 2,702	円 1,079	円 3,237	円 1,079	会議室	1	円 2,250
	2	544	157	754	220		2	960
研修室	1	544	157	754	220	研修室	1	960
	2	544	157	754	220		2	560
和室		544	157	754	220	和室		960
調理実習室		1,079	324	1,623	544	調理実習室		960
備考 1 超過時間を計算する場合において、その時間が30分未満であるとき、又はその時間に30分未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は切り捨て、その時間が30分以上であるとき、又はその時間に30分以上1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は1時間として計算する。 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。						[削る]		

4 離島振興センター

改正前			改正後	
2 長崎市高島ふれあいセンターの使用料			2 長崎市高島ふれあいセンターの使用料	
区分	金額（1時間につき）		区 分	金額（1時間につき）
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	多目的ホール	円 7,150
多目的ホール	円 2,200	円 3,300	講座室	560
講座室	104	157	視聴覚室	560
視聴覚室	104	157		
備考			[削る]	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。				
2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。				
3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。				
4 附属設備の使用料は、市長が別に定める。				
3 長崎市池島開発総合センターの使用料			3 長崎市池島開発総合センターの使用料	
区分	金額		区 分	金額（1時間につき）
	3時間以内	超過時間（1時間につき）		

4 離島振興センター

改正前				改正後			
会議室	1	円 3,551	円 1,079	会議室	1	円 2,250	
	2	1,288	314		2	960	
	3	534	104		3	560	
研修室		859	209	研修室		960	
和室		534	104	和室		560	
調理実習室		534	104	調理実習室		420	
備考				[削る]			
1 超過時間を計算する場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。				[新設]			
				備考			
				1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 3 長崎市高島ふれあいセンターの多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。			

4 離島振興センター

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備の使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 附属設備使用料

ア 長崎市伊王島開発総合センター

項 目			現 行				改正案	考え方
			金額					
			午前9時から午後5時まで		午後5時から午後10時まで			
			3時間以内	超過時間（1時間につき）	3時間以内	超過時間（1時間につき）		
冷暖房設備	会議室	1	806円	314円	963円	314円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の使用料の算定コストに包含することから、冷暖房設備の使用料は廃止する。
		2	157円	41円	220円	62円		
	研修室	1	157円	41円	220円	62円		
		2	157円	41円	220円	62円		
	和室		157円	41円	220円	62円		
	調理実習室		314円	94円	481円	157円		

4 離島振興センター

イ 長崎市高島ふれあいセンター

項 目		現 行	改正案	考え方
冷暖房設備	多目的ホール	2,200円	廃止	冷暖房設備及び照明器具は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備及び照明器具に係るコストは施設の使用料の算定コストに包含することから、冷暖房設備及び照明器具の使用料は廃止する。
	講座室	272円		
	視聴覚室	272円		
照明器具	多目的ホール	1,100円		

ウ 長崎市池島開発総合センター

項 目			現 行	改正案	考え方
冷暖房設備	会議室	1	429円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の使用料の算定コストに包含することから、冷暖房設備の使用料は廃止する。
		2	261円		
		3	104円		
	研修室		157円		
	和室		104円		
	調理実習室		104円		

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき。	100%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	100%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。

4 離島振興センター

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市所在の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育の目的のために利用するとき	100%	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市所在の社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	100%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	100%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする	市の施策を推進するため。ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

【参考2】他都市との比較

- ・各自治体においてコミュニティ施設が複数あるため、規模等がふれあいセンターと同等の施設を抜粋し掲載。
- ・表中の面積については不明な部分があったため、一部は推定の数値で掲載。

(1) 九州の県庁所在地

○佐賀市

A公民館				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
大会議室	117.00m ²	730円	200円	930円
中会議室	45.00m ²	510円	100円	610円
調理実習室	57.00m ²	510円	100円	610円
和室	40.00m ²	510円	100円	610円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
523円	730円
156円	310円
387円	580円
156円	310円

○熊本市

Bコミュニティセンター				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
和室	20.00m ²	133円	100円	233円
小会議室	26.92m ²	133円	100円	233円
会議室	41.25m ²	300円	150円	450円
調理室	26.92m ²	333円	150円	483円
ホール	85.76m ²	600円	200円	800円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
156円	310円
156円	310円
156円	310円
250円	500円
313円	460円

【参考2】他都市との比較

○鹿児島市

Cコミュニティ施設				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
講堂	332.00m ²	3,880円	貸室に含む	3,880円
スタジオ1	81.50m ²	640円	貸室に含む	640円
スタジオ2	13.04m ²	240円	貸室に含む	240円
小会議室	30.97m ²	240円	貸室に含む	240円
中会議室	47.27m ²	240円	貸室に含む	240円
伝統文化セミナー室	48.90m ²	240円	貸室に含む	240円
食工房	35.86m ²	240円	貸室に含む	240円
生活工房	45.64m ²	240円	貸室に含む	240円
マルチメディア学習室	45.64m ²	240円	貸室に含む	240円
情報活用セミナー室	66.83m ²	240円	貸室に含む	240円
多目的フロア	143.44m ²	240円	貸室に含む	240円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
2,356円	3,060円
313円	460円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
250円	500円
156円	310円
156円	310円
313円	460円
523円	730円

【参考2】他都市との比較

○大分市

D公民館				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
和室1	38.88m ²	220円	60円	280円
和室2	22.68m ²	220円	60円	280円
研修室1	43.00m ²	110円	30円	140円
研修室2	46.00m ²	110円	30円	140円
研修室3	46.00m ²	110円	30円	140円
研修室4	48.00m ²	110円	30円	140円
音楽室	142.00m ²	220円	60円	280円
プレイルーム	103.00m ²	220円	60円	280円
集会室	418.00m ²	740円	220円	960円
調理実習室	87.00m ²	220円	60円	280円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
156円	310円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
523円	730円
523円	730円
2,356円	3,060円
387円	580円

【参考2】他都市との比較

○宮崎市

E地区交流センター				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
多目的ホール	326.00m ²	1,080円	貸室に含む	1,080円
学習室	97.80m ²	360円	貸室に含む	360円
会議室（和室）	65.20m ²	230円	貸室に含む	230円
料理実習室	48.90m ²	360円	貸室に含む	360円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
2,356円	3,060円
313円	460円
313円	460円
250円	500円

【参考2】他都市との比較

(2) 中核市

○富山市

Aふれあいセンター					ふれあいセンター料金	
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計	現行	見直し後
多目的ホール	249.00m ²	1,185円	237円	1,422円	1,172円	1,640円
第1会議室	26.08m ²	254円	51円	305円	156円	310円
第2会議室	22.82m ²	254円	51円	305円	156円	310円
会議室	48.90m ²	550円	110円	660円	156円	310円
第1和室	58.68m ²	550円	110円	660円	313円	460円
第2和室	29.34m ²	389円	78円	467円	156円	310円
和室	88.02m ²	762円	152円	914円	313円	460円
第1研修室	40.75m ²	389円	78円	467円	156円	310円
第2研修室	40.75m ²	389円	78円	467円	156円	310円
第3研修室	40.75m ²	389円	78円	467円	156円	310円
中研修室	81.50m ²	550円	110円	660円	313円	460円
大研修室	122.25m ²	752円	150円	902円	523円	730円
第4研修室	29.34m ²	389円	78円	467円	156円	310円
工芸実習室	65.20m ²	550円	110円	660円	313円	460円

【参考2】他都市との比較

○金沢市

B公民館					ふれあいセンター料金	
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計	現行	見直し後
和室	44.62m ²	1,000円	58円	1,058円	156円	310円
会議室	48.90m ²	833円	58円	891円	156円	310円
研修室	48.90m ²	833円	58円	891円	156円	310円
調理実習室	32.60m ²	1,000円	58円	1,058円	250円	500円
大ホール	244.50m ²	1,667円	100円	1,767円	743円	1,040円

○岐阜市

C公民館					ふれあいセンター料金	
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計	現行	見直し後
会議室	38.40m ²	192円	38円	230円	156円	310円
実習室1	27.36m ²	192円	38円	230円	156円	310円
実習室2	27.36m ²	192円	38円	230円	156円	310円
実習室3	27.36m ²	192円	38円	230円	156円	310円
研修室	200.65m ²	306円	61円	367円	743円	1,040円
料理室	55.59m ²	620円	124円	744円	387円	580円

【参考2】他都市との比較

○高松市

D公民館					ふれあいセンター料金	
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計	現行	見直し後
集会室	40㎡未満	120円	60円	180円	156円	310円
集会室	40㎡以上 100㎡未満	260円	130円	390円	313円	460円
集会室	100㎡以上 180㎡未満	490円	245円	735円	523円	730円
集会室	180㎡以上	830円	415円	1,245円	743円	1,040円
調理実習室	40㎡未満	300円	150円	450円	250円	500円
調理実習室	40㎡以上	610円	305円	915円	387円	580円

【参考2】他都市との比較

(3) 長崎県内の市町村

○佐世保市

Aコミュニティセンター				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
講座室1	91.28m ²	150円	200円	350円
講座室2	91.28m ²	150円	200円	350円
講座室3	71.72m ²	100円	100円	200円
講座室4	32.60m ²	150円	200円	350円
講座室5	154.85m ²	240円	300円	540円
和室	34.23m ²	90円	100円	190円
講堂	244.50m ²	330円	300円	630円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
313円	460円
313円	460円
313円	460円
156円	310円
743円	1,040円
156円	310円
743円	1,040円

○諫早市

Bふれあい広場				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
多目的ホール1	126.00m ²	630円	貸室に含む	630円
多目的ホール2	72.00m ²	310円	貸室に含む	310円
研修室1	56.00m ²	210円	貸室に含む	210円
研修室2	56.00m ²	210円	貸室に含む	210円
研修室3	42.00m ²	210円	貸室に含む	210円
和室1	39.00m ²	210円	貸室に含む	210円
和室2	39.00m ²	210円	貸室に含む	210円
料理実習室	83.90m ²	310円	貸室に含む	310円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
523円	730円
313円	460円
313円	460円
313円	460円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
387円	580円

【参考2】他都市との比較

○大村市

C交流プラザ					ふれあいセンター料金	
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計	現行	見直し後
コミュニティルームA	10.00m ²	100円	100円	200円	156円	310円
コミュニティルームB	10.00m ²	100円	100円	200円	156円	310円
コミュニティルームC	15.00m ²	150円	100円	250円	156円	310円
コミュニティルームD	15.00m ²	150円	100円	250円	156円	310円
コミュニティルームE (和室)	28.00m ²	250円	100円	350円	156円	310円
キッチンスタジオ	98.00m ²	900円	200円	1,100円	387円	580円
ラウンジ	76.00m ²	700円	200円	900円	313円	460円
楽屋A	15.00m ²	150円	100円	250円	156円	310円
楽屋B	15.00m ²	150円	100円	250円	156円	310円
楽屋C	19.00m ²	200円	100円	300円	156円	310円
会議室	34.00m ²	300円	150円	450円	156円	310円

【参考2】他都市との比較

○島原市

D公民館				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
調理研究室	108.15m ²	390円	130円	520円
和・洋室（大）	48.60m ²	390円	130円	520円
和・洋室（小）	25.92m ²	290円	100円	390円
講義室	48.60m ²	390円	130円	520円
大ホール	162.00m ²	520円	170円	690円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
387円	580円
156円	310円
156円	310円
156円	310円
743円	1,040円

○長与町

E公民館				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
大ホール	220.00m ²	380円	700円	1,080円
調理室	54.00m ²	110円	300円	410円
和室	40.00m ²	110円	200円	310円
小会議室	51.00m ²	110円	200円	310円
講座室	35.00m ²	110円	200円	310円
資料室	25.00m ²	110円	200円	310円
相談室	25.00m ²	110円	200円	310円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
743円	1,040円
387円	580円
156円	310円
313円	460円
156円	310円
156円	310円
156円	310円

【参考2】他都市との比較

○時津町

Fコミュニティセンター				
部屋種別	規模	貸室	冷暖房	計
大会議室	176.04m ²	660円	600円	1,260円
視聴覚室	29.34m ²	220円	200円	420円
会議室	58.68m ²	220円	200円	420円
調理実習室	48.90m ²	330円	300円	630円
和室	39.12m ²	220円	200円	420円

ふれあいセンター料金	
現行	見直し後
743円	1,040円
156円	310円
313円	460円
250円	500円
156円	310円

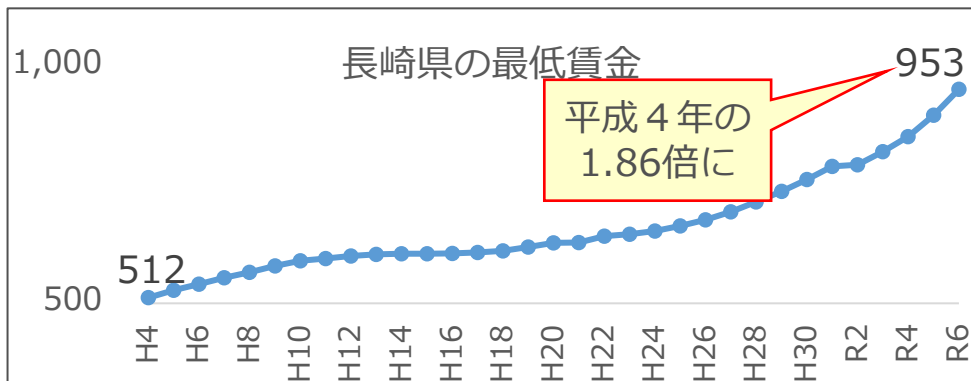
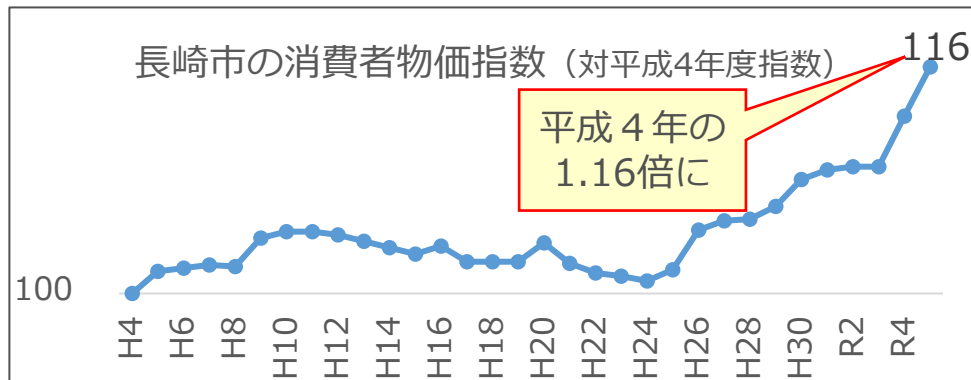
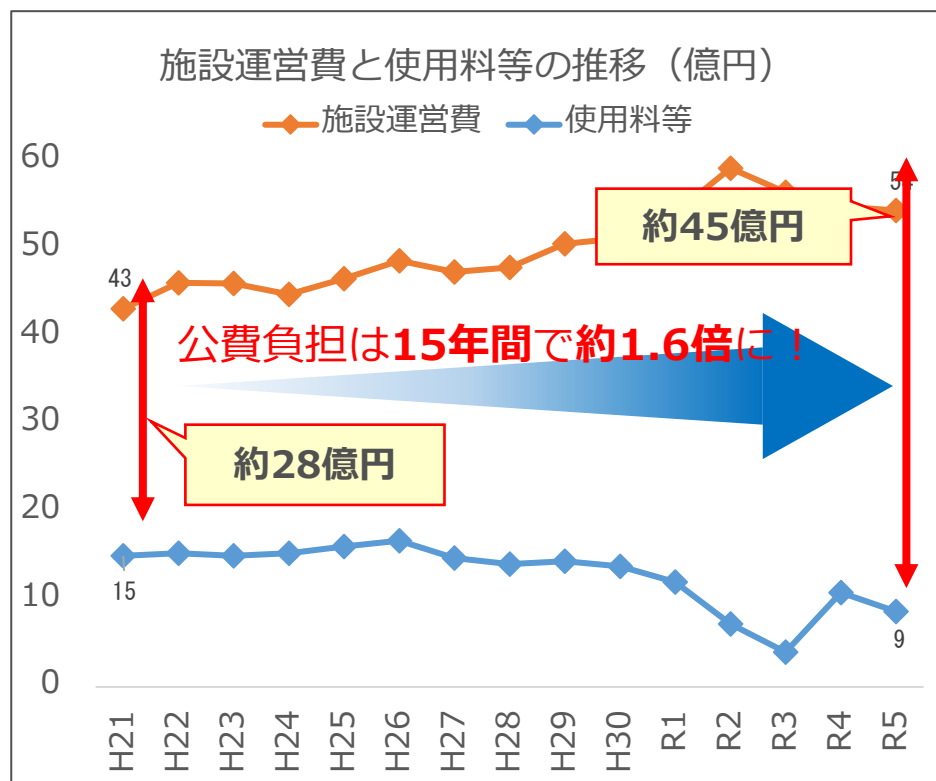
【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降**約30年間改定していない**。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

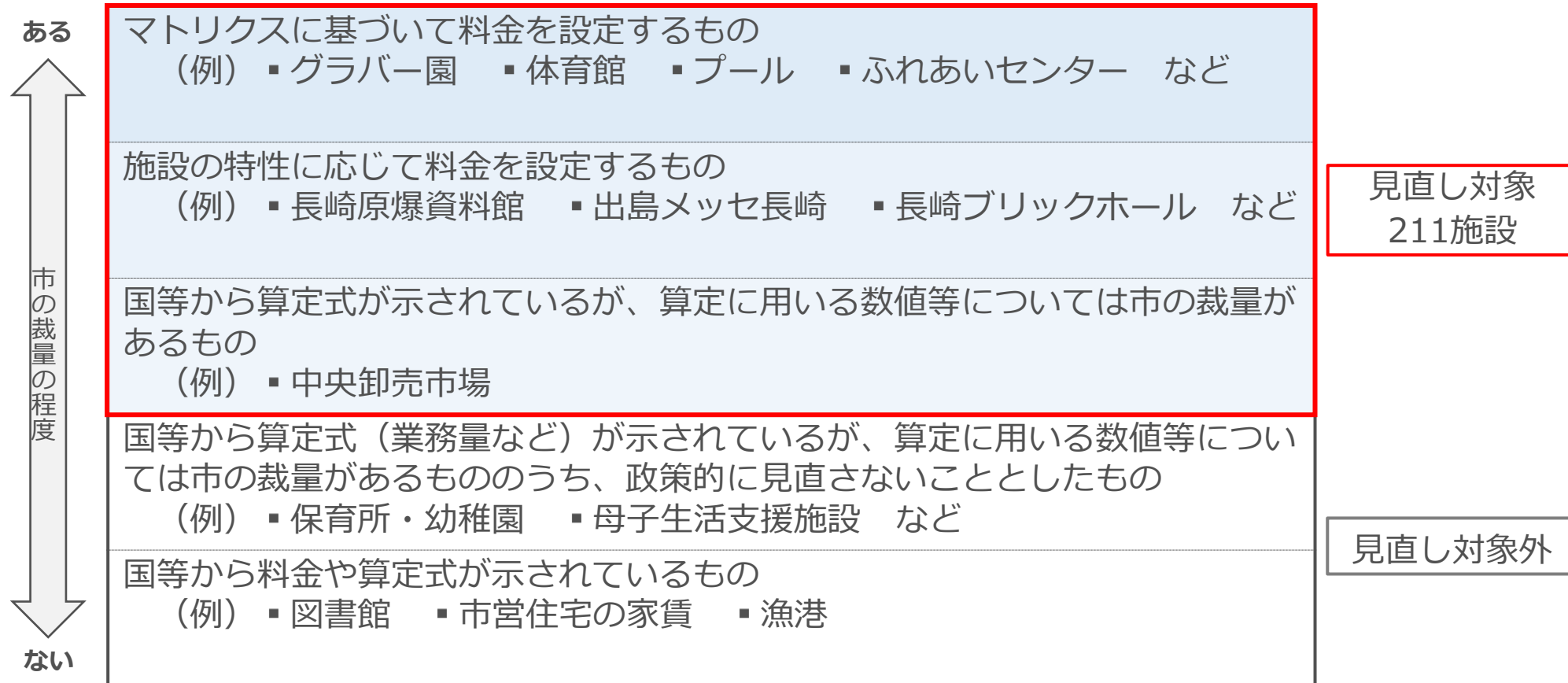
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考4】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考 4】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い ← 市民生活上の必要性 → 低い

【参考5】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

2 令和8年度における対応について

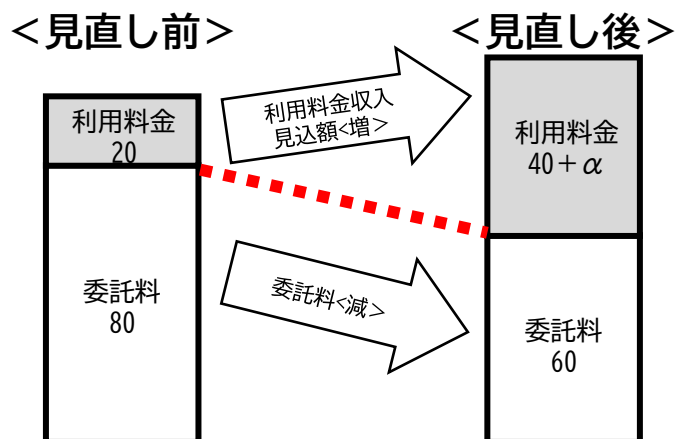
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

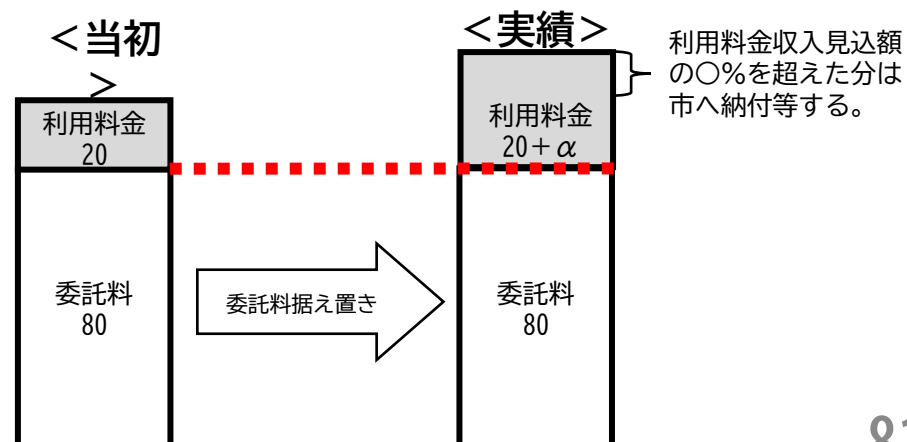
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月 令和8年 1月 2月 3月 4月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上 2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定) 2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始